

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年8月2日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社kmモビリティサービス(法人番号2010801019178) 代表者 渡邊 啓幸
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区大森南4-5-1 (大森営業所) 東京都大田区大森南4-5-1
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和4年6月16日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年8月10日
(2)事業者の氏名又は名称	大和自動車株式会社(法人番号9010601004175) 代表者 澤田 林三郎
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区猿江2-16-27 (本社営業所) 東京都江東区猿江2-16-27
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和4年8月10日、駐車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年8月10日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社日幸(法人番号4011801003748) 代表者 田中 英司
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区堀切3-23-19 (本社営業所) 東京都葛飾区堀切3-23-15
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和4年8月10日、駐車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年8月23日
(2)事業者の氏名又は名称	京浜ハイヤー株式会社(法人番号9020001003818) 代表者 岩浦 泰二
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区最戸1-8-5 (保土ヶ谷営業所) 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町377
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年10月21日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 17 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年8月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年8月24日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社グレース(法人番号2013201001714) 代表者 金野 和夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区中央町2-24-5 (本社営業所) 東京都目黒区中央町2-24-5-2階
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項
(6)違反行為の概要	令和4年6月23日及び令和4年7月15日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)